

**(仮称)新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の
制定に向けたパブリック・コメントの実施結果**

No.	種別	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
1	基本的考え方	「悪質な客引き」ではなく、「客引き」そのものが禁止ということを明確に表現してほしい。	本条例では、悪質なものに限らず、居酒屋、カラオケ店、性風俗店などが行う客引き行為そのものを禁止します。	反映済み
2	基本的考え方	罰則を入れてほしい。もしくは、指導に従わない店舗名の公表等、それに代わるペナルティ等を設けてほしい。(同意見ほか4件)	本条例では罰則を設ける予定はありませんが、客引き行為の防止に向けて指導を徹底します。なお、執拗に客引き行為を行っている者については、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」により罰則が適用されます。	参考
3	指導取締	条例案に「区長は、あらかじめ指定する者に指導を行わせることができる」とありますが、どのような手続きとなるのでしょうか。(同意見ほか1件)	地元商店会等の自主パトロール員等で、区による講習会などを受講した者を、指導員として指定する予定です。	質問・回答
4	指導取締	客引きの時間帯は、主に午後5時以降であるが、その時間帯に、誰が、どのように指導するのでしょうか。(同意見ほか1件)	区が指定する指導員(商店会等の自主パトロール員等)が、特定地区を巡回し、違反者に対して指導します。	質問・回答
5	指導取締	路上喫煙を防止するパトロール員のような人達を動員してほしい。(同意見ほか3件)	区が指定する指導員(商店会等の自主パトロール員等)が、特定地区を巡回し、違反者に対して指導します。	参考
6	指導取締	指導の効力の担保のため、警察等と協議して協力協定を締結したり、情報交換を行う機会を設けたり、指導員や一般の方を対象とした研修会を実施してはどうか。	区と区内4警察署は、安全安心に関する覚書を締結し、客引き行為等の防止についても警察と協力して推進していきます。また、指導員等に対しては、定期的に講習会等を実施します。 なお、区民や来街者に対しては、チラシやリーフレットを配布するなど、条例の内容について広く周知していきます。	参考
7	指導取締	新宿区、警察署、商店街名で、客引きの店舗が入っているビルオーナーに対して、入居している店舗に対し、客引きをしないように指導するよう求める。その指導に従わない場合、区条例を守らないことを理由に契約を解除するよう指導する。そのような体制を作ってもらいたい。(同意見ほか1件)	本条例の客引き行為等をしている者及び客引き行為等をさせている店舗が、指導に従わない場合は、ビルオーナーに対しても警察と連携して、入居店舗に条例遵守の指導をするよう要請します。	参考
8	指導取締	客引きをしている店舗のオーナー等を警察署に呼び出し、客引きをしないように強く指導する。そのような体制を作ってもらいたい。	指導の対象は、客引き行為等をしている者及び客引き行為等をさせている店舗となるので、警察と協力し指導します。	参考
9	指導取締	日曜・祭日を除いた午後6時から午後10時まで、新宿区・警察署・商店街の合同でパトロールを実施する。そのような体制を作ってもらいたい。(同意見ほか1件)	警察、地元商店会等と連携して定期的な合同パトロールなどを実施しています。実施に当たっては、効果的な時間帯に行うよう検討します。	参考
10	指導取締	この条例は、長期にわたって継続して実施する必要があることから、必要な予算を確保し、必要な人員を配置してほしい。	広報啓発等の費用については、今後も必要な予算を計上していきます。人員に関しては、区、警察及び地元商店会の指定された指導員が協力して客引き防止の活動を行っていきます。	参考

No.	種別	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
11	指導取締	外国人の客引き、フリーの客引き、ナンパと称した客引き、違法DVDの客引きも取り締まってほしい。(同意見ほか1件)	本条例に定義されている客引き行為等であれば禁止の対象となります。また、違法DVDの客引き等は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」でも禁止されており、警察が随時取締りを行っています。	反映済み
12	指導取締	「居酒屋いかかですか。」と声をかけてきて、何度断ってもしつこくつきまとわれる。また、断ると絡んでくることもある。(同意見ほか3件)	当該行為は、本条例で定義する客引き行為等に該当し、禁止行為となりますので、指導を行います。	参考
13	指導取締	「飲み放題〇円」などと客引きして、実際にはサービス料や席代と称して、多額の料金を請求する居酒屋やカラオケ店等が存在する。(同意見ほか2件)	本条例により、居酒屋やカラオケ店の客引きは禁止となりますので、店舗の名称や所在地、状況について、区へ情報提供してください。警察と連携して、指導や取締り等を実施していきます。	参考
14	指導取締	約200メートルの道路に、30人くらいのキャッチがいて、2人以上の通行人に対し、頻繁に声をかけている。(同意見ほか1件)	本条例に基づき、警察、地元商店会等の指定された指導員と連携して指導を行います。	参考
15	指導取締	客引きが多く、通行の邪魔となっているほか、店舗やビル内に入りづらい。また、それが人の減少を招くなどしており、営業の妨害となっている。(同意見ほか19件)	本条例では、客引き・勧誘行為とその目的で相手方を待つ行為を禁止しており、道路等でのうろつき、たむろ、立ち止まり行為も禁止となりますので、同様の状況があれば、警察、地元商店会等の指定された指導員と連携して指導を行います。	参考
16	指導取締	客引きをしている者達のマナーが悪く、街が汚くなり、街のイメージも悪くなっている。(路上喫煙、ポイ捨て、飲料水の缶やペットボトル等を捨てる、ビルとビルの間での小便など)(同意見ほか5件)	客引き行為については、警察、地元商店会等の指定された指導員と連携し指導を行います。また、路上喫煙、ポイ捨てなどについては、美化推進員による指導を実施しています。	参考
17	指導取締	客引きは、看板を見て相談している人達や、他の店舗の前にいる人達に対して、客引き行為をしており、ゆっくり店選びをさせない。(同意見ほか5件)	本条例により、客引き行為等が禁止されますので、警察、地元商店会等の指定された指導員と連携して指導を行います。	参考
18	指導取締	条例制定にあたって、パトロール等を実施したいので、助成金を出してほしい。	商店会等の活動を支援するためパトロール資器材の提供を考えています。	参考
19	周知	駅前等で積極的にキャンペーン等を実施して、区として全面的な周知徹底をしてもらいたい。	リーフレットの作成、チラシの新聞折り込み、街頭ビジョンの放映等による広報啓発を行います。また、駅前でのキャンペーン等も含め、幅広く、継続的に周知できる方法も検討します。	参考
20	その他	チラシ配りの許可を与えた者には、外見で分かるようにしてほしい。	チラシ配りは、道路交通法に基づく道路使用許可で、常に許可証を携帯することになっており、外見で分かることまでは求められておりません。なお、本条例に定義されている客引き行為等に該当すれば指導を行います。	その他
21	その他	店舗の前の公道に、テーブルや椅子を置いて営業している行為を禁止する条文も盛り込んでほしい。	当該行為は、道路交通法で禁止されている行為であり、警察などの指導、取締りを行っています。	その他